

【報告事項】

**2 雇用や福祉等の関係機関連携による
支援体制構築の推進について**

1 経緯

(1) 契機

- ① 第7期熊本県障がい福祉計画(以下「計画」という。)では、福祉施設から一般就労等へ移行する者の数値目標を国の指針に基づき定めている。
- ② 併せて、雇用や福祉等の関係機関連携による支援体制構築を図る目的で、『雇用・労働分野の関係機関と連携を図るための協議会』(以下「連携協議会」という。)の設置を令和8年度(2026年度)までに行うこととしている。

(2) 連携協議会の要件として考えられる内容

- ① 連携協議会の構成は、県下の障がい者の一般就労に係る課題等の情報共有を図ることが必要であるため、各障がい保健福祉圏域の状況を把握している法人・団体等が参画していることが望ましいこと。
- ② 連携協議会の構成は、障がい福祉施策に対する見識がある法人・団体等が参画していることが望ましいこと。
- ③ 連携協議会の構成は、障がい者の就労支援について障がい保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組む必要があることから、熊本労働局及び県の労働担当部局が参画していることが望ましいこと。

(3) 連携協議会の設置の方向性

上記に記載した連携協議会の要件として考えられる内容の構成員を含んでおり、県内の状況を定期的に共有ができる場として、既に定期的に県を含み開催されている「障害者就業・生活支援センターと関係機関との連絡会議」(熊本労働局主催・以下「連絡会議」という。)を、計画に定める連携協議会として位置付け、計画の数値目標を共有し、目標達成のための連携を図っていくこととした。(連絡会議の構成員了承済み)

1

2 連携協議会の概要

(1) 名称

- 熊本県障がい福祉計画に位置付ける雇用・労働分野の関係機関と連携を図るための協議会

(2) 構成員

- ① 熊本労働局職業安定部職業対策課
- ② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部(熊本障害者職業センター)
- ③ 障害者就業・生活支援センター
- ④ 県商工労働部労働雇用創生課
- ⑤ 熊本市障がい福祉課
- ⑥ 県健康福祉部障がい者支援課

(3) 議題

- 熊本県障がい福祉計画の福祉施設から一般就労等へ移行する者の数値目標等の達成に係る情報共有について

(4) 令和7年度開催状況

- 令和7年(2025年)6月27日(金)

2

3 連携協議会の開催状況について(≡連絡会議(主催:熊本労働局))

(1) 連携協議会日時

○ 日時: 令和7年(2025年)6月27日(金) 13:30~16:00

(2) 連携協議内容

① 主な意見

- 障害者就業・生活支援センター(以下「ナカポツセンター」という。)に利用者から直接「一般就労したい」との相談があるが、就労系障がい福祉サービス事業所とナカポツが並行して支援する連携体制を整えていきたい。
- ナカポツセンターの人材不足が深刻である。欠員状態で継続支援が困難な状況。
- 一般就労に向けては、生活支援(例:部屋の掃除など)も不可欠であるため、生活支援を行う障がい福祉サービス事業所との連携を整えていきたい。
- 就労先の傾向が製造業・土木から医療・福祉分野へシフトしている傾向があるため情報共有を行っていききたい。
- 高齢障がい者の就労支援の窓口を整理するなど事業所間で連携していく必要性がある。

② 行政機関に対する意見

- 就労移行支援の標準利用期間の扱いに関する柔軟な運用の必要性
対応:障がい者支援課は、集団指導・市町村指導において周知を図る。
- 就労移行支援加算の適用条件と留意点(過去の加算履歴など)
対応:障がい者支援課は、運営指導・市町村指導において周知を図る。
- 実習中の事故対応に関する責任の所在明確化の必要性(企業・事業所・ナカポツセンター)
対応:実習の実施先は、実習受入の際に責任の明確化を相互に確認する。

3

(参考) 連携協議会資料(一部加工)

○障がい福祉計画の数値目標(令和8年度)

項目	令和8年度 目標値	考え方
① 就労支援事業等から 一般就労へ移行する者の数	313人	福祉施設利用者のうち、就労支援事業等を通じて令和8年度(2026年度)中に一般就労へ移行する者の数(令和3年度実績の1.28倍以上)
うち、就労移行支援事業から 一般就労へ移行する者の数	164人	就労移行支援事業から一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.31倍以上)
うち、就労継続支援A型事業 から一般就労へ移行する者の数	115人	就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.29倍以上)
うち、就労継続支援B型事業 から一般就労へ移行する者の数	27人	就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数(令和3年度実績の1.28倍以上)
② 一般就労移行率が50%以上 の就労移行支援事業所の割合	50%以上	令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所の割合
③ 就労定着支援事業の利用者数	58人	令和8年度(2026年度)における就労定着支援事業の利用者数(令和3年度実績の1.41倍以上)
④ 就労定着率が70%以上の 就労定着支援事業所の割合	25%以上	令和8年度(2026年度)における就労定着率が70%以上の事業所の割合

4

○ 実績:就労系障がい福祉サービス事業所からの一般就労した者の実績値(障がい福祉計画実績)

年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
就労系障がい福祉サービス事業所の利用者数	6,964 人(A)	7,079 人(A)	7,303 人(A)	7,709 人(A)	7,894 人(A)	7,961 人(A)
上記の内 一般就労に移行した者	261 人(B)	279 人(B)	230 人(B)	244 人(B)	262 人(B)	287 人(B)
(就)利用者の内の 一般就労した者の割合	3.7% (B/A)	3.9% (B/A)	3.1% (B/A)	3.1% (B/A)	3.3% (B/A)	3.6% (B/A)

※(就)は就労系障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援A・B)

○ 目標:就労系障がい福祉サービス事業所からの一般就労(障がい福祉計画見込)

年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労系障がい福祉サービス事業所の利用者数	8,460 人(A)	8,916 人(A)	9,395 人(A)
上記の内 一般就労に移行する者	— 人(B)	— 人(B)	313 人(B)
(就)利用者の内の 一般就労する者の割合	— (B/A)	— (B/A)	3.3% (B/A)

○令和8年度の目標である、就労系障がい福祉サービス事業所から一般就労に移行する者の目標数値である313人は、利用者の内3.3%程度となる。

○これは、平成30年度以降の実績値における割合と同程度となる。

○このことから、障がい福祉計画に基づき適切に就労系障がい福祉サービスの供給量を確保することが必要となる。

※令和6年度及び令和7年度については、一般就労する者の目標数を定めていない。

5

4 就労選択支援の実施状況について

(1) 指定状況

令和7年10月1日指定(県指定分)

- ① 熊本県合志市(サンシャインワークス)
- ② 熊本県山鹿市(多機能型事業所 とまり木)

(2) 算入調査(県指定分)

- ① 有効回答数 113法人/230法人(49%)
- ② 参入意向あり 11法人/113法人(10%)
参入意向なし 30法人/113法人(26%)
参入検討中 72法人/113法人(64%)
- ③ 参入予定時期(現時点の意向)

※令和7年11月以降(年度中):8法人、令和8年度中:2法人、令和9年度以降:1法人

(3) 総論

- ・現時点での参入意向について、検討中が最も多かった。
 - ・参入意向がない理由は、人員不足や既存事業運営のため参入の余力がない等が多い
 - ・圏域として、有明圏域及び八代圏域は参入者が現時点でいない。
- ※検討中事業者は有明圏域:5法人、八代圏域:2法人 → 今後の動向を注視。
- ・調査結果について市町村・特別支援学校へ周知する。

6

(参考)就労選択支援概要(厚生労働省資料一部加工)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

